

京都市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年7月1日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第 29 号

京都市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則

京都市私道舗装助成金支給規則の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「による」を「に規定する」に改め、同条中「本市」を「市長」に、「助成」を「助成金の支給」に、「第6条」を「第6条第1項」に改め、「被保護者」の右に「(以下「被保護者」という。)」を加え、「が負担すべき額を負担するものとする」を「に対し、特別助成金を支給する」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 特別助成金の額は、前項の被保護者が負担すべき額の範囲内において、市長が定める額とする。
- 3 前項の特別助成金の支給を受けようとする被保護者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、特別助成金を支給することを適当と認めるときは、特別助成金の支給及び支給額を決定し、支給する。
- 5 市長は、特別助成金の支給を受けようとし、又は受けた被保護者が不正の手段により特別助成金の支給を受けようとし、又は受けたときは、特別助成金の支給の決定を取り消し、若しくは支給額を変更し、又は既に支給した特別助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局道路部道路建設課)